

木曽山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考

——尾張藩の享保林政改革を中心に——

大 崎 晃

一 問題の所在——年貢木制の廃止と村民——

- 二 年貢木制と役木
- 三 年貢木制の転換と漆木植栽
- 四 漆木植栽の助成
- 五 漆実流通と漆木植栽の管理
- 六 結語——漆木植栽の行方——

再生循環の時間尺度がまつたく異なることを、初めから軽く考えていたのではないか。それでもことが順調に進んでいる間はよかつたが、用材伐採が進んで享保の頃には木曽山の尽山(森林資源の枯渇)化が叫ばれるに及んで諸々の矛盾が一拠に噴出した。村民生活の困窮、貢納制度の崩壊は、尾張藩にとつても体制維持の根幹にかかわる事態であった。では一体そこで何が起き、そしてどのような対応がなされたのか、本稿はこの点について考えることとした。

一 問題の所在——年貢木制の廃止と村民——

木曽山における幕藩時代の林政はかなり複雑だったが、そこにいたる背景には木曽山村々との関係もあつた。その一つに田畠の乏しい山間地の生活環境に鑑みて、尾張藩は年貢米に代えて樽木・土居(各種の規格角材)の上納を課したことである。そうすることで、米穀すなわち農産物を基調にした一般の年貢制度に対して、林産物を基本とする年貢制度の導入に後々問題が生じなかつたか。たしかに穀物も木材も同じ植物資源ではあるが、

木曽山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考

まず木曽山の享保期までの年貢制度を集約しておこう。その起源は「木曾御年貢之義物成ニ而上納不仕、樽木土居ニ而御年貢相立候由緒之義者、木曾中田畠高と申義無御座、米穀大豆小豆蕎麦稗を以千六百八拾弌石五斗五合村々迄収納仕訳(中略)元來田畠僅ニ而専山持を以相立申候ニ付、御年貢ハ山手ニ振替樽木土居ニ而致上納、此代米雜穀ヲ請取助成ニ致相立來り申候(中略)山里ニ而人数大勢相立罷在材木ニ而御年貢相勤候ヘハ、下用米差引之訛ニ而上納龍成候」と、田畠が乏しいので年貢米を樽木土居の木材に振替て、米穀(米換算で)一六八二石五斗五合を納めさせる筈のところを、米穀

は博木土居上納の際の手当として渡される下用米で充当した。下用米は「御年貢之義古來^レト博土居ニ相立、物成之義ハ代官へ被納物成之内^{ニ而}右博木土居代米ヲ毎年春夏兩度ツ、下用ニ相渡候、御役木拾五万弔千挺、御買木拾壹万六千百五拾八挺、土居四千三百五拾弔駄之木高ニ物成高引合候様ニ公儀御勘定之法ハ相立、百姓共江渡り方ハ御役博壹挺ニ付払升三合ツ、御買博上木五合中木四合下木弔合ツ、之法ヲ以、概三合七勺五才ツ、相渡、土居者毫駄九升ツ、相渡り勘定仕来り被仰御座候」⁽²⁾と、一挺(駄)あたり幾らで下給された。その目的は文書では村民の助成とされその効果は疑をいれぬが、起源は伐出し運搬に対する夫役の扶持米からと推定される。

なお博木には年貢にあたる役博の他に藩庁特注の買博があり、役博よりも品質の良い上木と中木が充てられたので、この方が下用米は多かつた。

この間の実勢を知るために、慶長七年(一六〇二)の木曽山村々の米穀納高と御役木(博木土居)納高を整理したのが表1である。かくして長年にわたり年間博木二六万八〇〇〇挺余と土居四三〇〇駄余の伐採を続けた結果、木曽山の森林資源は枯渴が憂慮されるまでになつた。木曽山でもつとも価値のある「檜櫻檜明檜四品之生木切之義、宝永五子年停止被仰出、其當惣百姓端々之者迄急度申渡候」とまず檜等四木が、ついで鼠子を加えた五木が停止木に指定され伐採が禁止された。さらに温帶に広範にみられる「栗木之義前々^レ私ニ切取候義停止申付、無拵入用之節者役所へ相談差図之上本切筈ニ申被付置候(享保七年・一七二二)⁽³⁾となり、これに松桂楓を加えて伐採は許可が必要となつた(制止木といふ)。

かかる状況下では役博買博を問わず、御年貢高二六万八〇〇〇挺余の納入は困難になつていた。そこで「木曽谷中御年貢博木前々之木品寸法ニ而難仕出ニ付、根本枯木并雜木を以取交、又ハ寸法切替仕出度、何連之木品

寸法ニ而成共出来次第出し、御年貢博木并土居櫻共不足木之分ハ代金ニ而上納仕候(宝永五年・一七〇八)⁽⁴⁾」と、木の不足は深刻で從来どおりの樹種や用材の寸法を守ることは困難となり、切株や枯木あるいは雜木もとりませ、規格に合わなくとも寸法を適宜変更して融通をきかせ、それでも木が不足の場合は代金の補填による皆済を考えた。しかし元来田畠の乏しい山間地のこと故、金銭収入の途が何程もあろう筈もなく、結局は「不足木之分金納ニ被召上被下候様ニ奉願候、然共代金御直段御用捨被為遊御救不被成下候而者、百姓難相立御座候間、乍恐尾州御公義様幾重ニも可然様ニ被仰上被下候ハ、難有可奉存候(宝永五年)⁽⁵⁾」と、金納といえどもそれは值段次第、ついに帳消による百姓救済を藩庁へ願い出るにいたつた。

享保九年(一七二四)、年貢制度は大きな転機をむかえた。「近年ハ諸山共ニ尽御山ニ罷成候故、例年仕出候御年貢木掘木或買木等ニテ御年貢相勤候故、百姓共甚令難儀候由相聞候、依之谷中百姓御憐愍之ため向後御年貢博并土居共ニ不残御免被成候」と、年貢木制度は百姓困窮のため廃止された。ではこれで木曽山村民が救済されたかとなると、それは新たな問題の始りで「只今迄御年貢木之下用米ニ相渡候御年貢米(中略)致上納候様ニ谷中百姓共ヘ可申付旨申渡候」と、下用米相当分の年貢米上納を新たに賦課された。しかし下用米が単なる下賜米ではなく、役木上納に対する代米とされる以上、役木上納がなくなつた今は当然予想される措置ではあろうが、村民にとつては厳しい条件でもあつた。「山手御年貢と申博木并土井櫻(切株)上納以^(致)多し右代米ヲ下用被下置候ニ付、内所品ら之模通ニ成來候処下用米被取下置候而ハ、百姓甚難義仕旨庄屋共申候ニ付、猶又濃々吟味可申候為村々江家來共差遣百姓人別ヲ吟味申付候処、下用米中交木ニ而上納不仕候而ハ當時ち必至ニ不相立村々有之、或木ニ而上納難成候ハ、先年御定之通

金納ニ致候而成共、下用米申請度と願候村々も有之、又ハ下用米不申請候義ハ迷惑ニ存候へ共、元来御年貢木高多候ハ下用差上申外無之由申村々も有之候、然共此村々庄屋組頭共ハ下用相止面ハ村方差支出木可申旨申候⁽⁶⁾』と、村々の状態にとつて下用米がいかに大切な声があがつたが、以後下用米の復活をみることはなかつた。

下用米廃止後の享保一四年(一七二九)木曾山村々の状況は如何だつたか。岩郷村の例をみよう。「当村御百姓至極困窮仕及餓死躰ニ候者共去冬御願申上候得ハ、早春より御奉行様方御出御見分被遊被下、夫食被下置御蔭ニ而

渴命ヲ繼千万難有仕合ニ奉存候、夫食頂戴仕候者共百軒之内九拾八軒之者共、種物作食一切借り賄可仕方便無御座千万迷惑仕候、恐多御儀ニ御座候へ共金子拾四兩壱分銀九匁四分四厘、御拌借被為仰付被下置候様ニ奉願上候⁽⁷⁾と役所より夫食作食を支給され、さらに救済金の借用を願出している。文中「百軒之内九拾八軒」では村中全戸になるが、『木曾根元集』では岩郷村は一二三軒ともあるので何かの誤記かも知れぬが、それでも高い割合である。いずれにしても下給や借用は一時的対処にすぎず、根本的にはどうな対策が講じられたか、第三節で触れよう。

表1 木曾山村々年貢納高

村名	慶長七年御成箇郷帳高 ^{a)}				享保九年 御年貢米 高 ^{c)}
	納米	役 樽	買 樽 ^{b)}	土 居	
湯舟沢	石 30.000	挺	挺	駄	石 59.328
馬籠	40.000				52.965
山口	91.728				185.409
田立	81.048	4,000	4,000		124.751
妻籠	22.890	4,000			57.959
蘭			4,000		48.760
三留野	58.021				74.890
柿其尻					22.448
野与川	85.124	5,000		480	106.306
殿	107.324			960	119.694
須原	47.813				50.475
長野	82.270			840	141.226
荻原	31.649	10,500	10,500		70.359
上松	124.160			960	157.508
三尾	39.499	10,500	10,500		53.446
黒沢	44.108	32,500	7,500		75.516
岩郷	28.683	19,000	11,000		65.827
福島	89.806				116.661
王瀧	48.415			1,112	74.270
末川	46.207	35,000	25,000		47.430
西野					45.340
黒川	30.257	3,500	3,500		60.526
上田	33.324	3,000	3,000		80.966
原野	50.305	3,500	3,500		83.989
宮越	49.106	3,500	3,500		98.823
菅	21.875	3,000	3,000		43.969
敷原	45.766	6,000	6,000		85.886
荻曾	34.227	4,000	3,000		63.053
奈川	6.900	5,000	12,000		71.230
奈良井	150.000				55.701
贊川	150.000				50.366
計	1,682.505	152,000	116,158	4,352	2,483.191

注) 合計は史料の公課額を記した。

出所 a)「慶長七年壬寅 木曾御成箇郷帳」(徳川林政史研究所蔵)

b)「木曾根元集 大目付役所」(同)

c)「享保九年甲辰正月至十二月 留帳抜粋」(同)

二 年貢木制と役木

前節で木曾山の年貢制度に果す年貢木の意味について述べたが、本節はその具体例を岩郷村についてみよう。

正徳三年（一七一三）の「岩郷村御役木御年貢帳」⁽⁸⁾によると、岩郷村の総納高は摺木三万挺、それを一万五〇〇〇挺宛役木と買木に分けて納めた。下用米は摺一挺につき役木は三合だが、買付価格の有利な買木は品等により上中下の差があり、本年貢帳は「ならし三合宛ニ相見て申候」とわざわざ断つてるので、本稿も筆を進めるにあたり一挺三合に依拠する。

次に年貢木の人別納高を前記「年貢帳」からみよう。まず岩郷村には一九ヶ所の郷（地区、当時は村と呼んだ）がある。岩郷村へ割当られた年貢木（役木買木）合計三万挺は村内一九地区へ割付け、そのうち上平地区は何らかの事情で均等地区割高の半分が免じられた。結局上平を除く一八地区的均等地区割高は一六三三挺宛となつた。実際には児野地区等数地区はこの基準高より五〇挺程少ないが理由は不明である。本役とはこの地方の公役を負担する法人格たる斧役であろうか。次に地区割の例を示す。

（正徳三年）御役木納高覚⁽⁹⁾

一千六百三拾弐人 川合村本役式人

内

四百八丁

武百四丁

武百四丁

川合 新四郎

同 新七

同 紋三郎

同 德助

壹万五千丁御役木但シ壹丁ニ下用米三合宛

内

（中略）

都合三万挺 長五尺式寸三方四寸
腹式寸五分 摺 村 中

三百六丁	同 小右衛門
武百四丁	同 久作
一千六百三拾弐丁	中沢村本役式人
百 式丁	同 助藏

内

武百七拾弐丁

中沢 伝三郎

同 長七

武百七拾弐丁

同 安兵衛

四百八丁

同 長兵衛

武百四丁

同 作兵衛

武百四丁

同 吉兵衛

一千五百八拾弐丁

児野村本役式人

内

百九拾壹丁半

児野 九郎左衛門

百九拾壹丁半

同 藤七

三百八拾三丁

同 次兵衛

四百八丁

田沢 彦左衛門

武百四丁

同 彦平

武百四丁

同 彦六

壱万五千丁御買木内 九千丁 上木五合宛
武千九百五拾丁 中木三合宛
三千五拾丁 下木貳合宛

但しならし三合宛ニ相見て申候

本役メ三拾八人 内壱人上平御免ニ引

川合は一六分の幾つを七人で分担し、中沢は二四分の幾つを六人で分担した。児野と田沢は均等割一五八二丁を折半して田沢が五〇挺多く負担し、それぞれ四分の幾つを三人で分担した。年貢米の割付には耕地面積が基準になるが、年貢木の割付が何を基準にしたかは不明で、人別上の格差は享保以後に比べて小さい。さきの「役木納高覚」による岩郷村全村の人別納高は表2のとおりで、一挺に付三合で試算した推定下用米給付高七三石五斗三升四合五勺は、当時の表高二八石六斗八升三合の二倍半に及び、役木制度は木曽山村々にとっては重要であった。したがって年貢木制度すなわち下用米の停廃に苦慮したのは岩郷村も例外ではなかった。

一方享保期から全国的に進む新田開発は、山間地の木曽山では当然さしたる成果が上らず、岩郷村の場合「切起新田畠書上帳」⁽¹⁰⁾によると、田方一二町五反三畝、畠方三六町三畝の岩郷村が享保二二年(一七二七)から元文五年(一七四〇)までの一三年間に開いた新田は、田方一反五畝、畠方六反九畝一四歩、合計八反四畝一四歩にすぎなかつた。

かくて「岩郷村困窮之者書上帳」⁽¹¹⁾は、享保二三年(一七二八)に「家数合九拾壹軒 人数合五百拾弐人 此内式拾四人 内男八人奉公ニ出候女拾六人右同断 四人内男壱人乞食ニ出行衛知不候 女弐人右同断同壱人福嶋ヘ乞食ニ出申候」と窮状を述べる。ただし『木曽根元集』では同村の家数一三三軒人数七五八人とあるので、その差四二軒二四六人はどんな状態であったのか。これ以上の内状は不明である。

三 年貢木制の転換と漆木植栽

享保九年(一七二四)、森林資源枯渇の恐れから、木曽山の年貢木および下用米制度は転換をむかえて、木曽山村民への救済が講じられ、その一つに漆木の植栽があつた。この施策によって、岩郷村で漆木植栽が始まられたのは享保一三年である。その内容は「木曽谷中漆植場之義村々見立相願候ニ付、先々右之場所追々植立させ申積候由、上松九郎左衛門、兵左_(同村)衛門へ引合漆苗等請取来春より追々植立候」と村々より植付地選定の上、

上松材木役所内に新設された漆役所へ申請すると役所より漆苗種の支給が請けられ、それを来春に植付け_(苗)時付ける。また漆木植林地については「惣舎御山内ニ植立候漆之義御用林之外ハ、不残面々其主控ニ漆被下筈ニ候」とあって、御用林指定のない所はすべて百姓村持林か人別林になつた。

さらに漆の実は「山漆之実処々有之ニ付村々取立させ御買上ケニ罷成筈ニ候、尤代錢直ニ相渡候得ハ助成にも罷成事ニ付右前金庄屋共江渡置候、
扱又漆之實并右山漆之実向後御用ニ御取上ケ候間、他所へ売出又ハ自分蠶をメ候義一切可致無用⁽¹²⁾」と、この植栽林計画以前から生立していた有漆の実も植栽した漆同様に藩の専売、すなわち藩の御用品なので他所への販売も自家加工(自分蠶)も禁止された。なお藩の買上げには村民助成のために前貸制度もあつた。実際の漆木植栽数は後述する。

植栽事業は「当村漆植場所并山漆蒔場所追々地拵仕次第、來西年(享保十四)より四五五年之間ニ漆植捕候様ニ可仕候」と四・五年後、すなわち享保一七・一八年(一七三一・三三)を當面の目途にした。さらに植付場所は、「自分々々控之畠等之内作も生立不申所ニ而漆植申度奉存候」と、作物生育不

良の畠には漆植立が認められ、その際「検地請候畠之内植申畠之分御年貢之義ハ、當時定免之通可出義ニ候」と、畠の年貢は定免制を以て賦課された。しかし畠地への植林は例外的で当然主力は入会地山林だったが、その状態は栗松を含む雜木林が多かつたと推定される。そこで「漆植付奉願

候場所之内栗松木小ハ(生)ヘ并老木栗など御座候分、伐払候様ニ被仰付可被下候(^モト)」と、通常は「例年の仰付候通り、栗之木松之木桂け(櫻)やきとちの木壱本も切取申間敷(^モト)」のために制止木になつてゐる栗松の伐取許可の特例を願出ている。植栽時の山林の様子の一例を次の史料にみよう。

(享保十四年酉年)

岩郷村追願漆植場所(^レイ)

(前略)

伊屋深沢南平

一沢通式百三拾間

此所漆千百五拾本程

伊屋村中
橋詰

但栗四拾五本松三拾本

外ニ栗松小ハヘ

同所なわせ洞

一沢通五拾間

此所漆三百本程

但栗拾式本

外ニ栗松小ハヘ

右同断

同所なわせ洞

一沢通五拾間

此所漆三百本程

行が書いてないので漆林の面積は不明である。

先述のとおり「山内ニ植立候漆之義、御用林之外ハ不残面々其主控ニ漆被下筈ニ候」⁽¹⁶⁾との約束で出発した漆林ではあるが実際はもつと複雑で、植林された漆林には御用林、役人林、村中(郷中)林、寺社林と、それに百姓人別林の種類があつた。御用林は藩御用の漆実調達の目的で上松に設けられた漆役所の管理下にある林で、植付と管理は村民の夫役によつたが、夫役には「漆植付御用林之下苅、扱又漆蒔付苗御用畠取之人夫御扶持米之義、其年之御年貢米ニ御指次可被下旨、上松漆役所ニ而被仰付之事」⁽¹⁷⁾と扶手米が支給され、扶手米は年貢米への差替が可能とされるが第四節で再論する。そして御用林は「一ヶ村ニ而木数壹万本程も相立可申場所御用ニ候間、遠近無構見立置可申候、何ヶ所ニ而成共不苦」⁽¹⁸⁾と、場所の分散は問わないうが村内の合計一万本を目標に植栽するよう督励された。岩郷村の御用林は享保一七年(一七三三)に「一万六千二二二本」⁽¹⁹⁾を数える。

役人林は宿村役人の手当の一部に充当される漆林で、植栽と管理は扶付で村民があたり、役人一人当たりの給付本数は「三千本宛宿々御本陣一軒分、千五百本宛宿々間屋一人分、千五百本宛宿村庄屋一人分、八百本宛宿々年寄一人分、八百本宛宿村漆役一人分、八百本宛在郷組頭一人分、壹ヶ村ニ而五百本宛谷中筏舟人林、右之通宿村役人江漆林被下置候筈ニ而植段々銘々成共、其宿村勝手次第」⁽²⁰⁾だが、宿村の裁量や役職の兼任の有無でかなりの融通が認められており、岩郷村でも舟人林の五〇〇本以外実数はわからない。

寺社林は「漆林之内寺社之分ハ修履村中仕業ニ御座候得ハ、此度漆林

御願申上候儀、全當村之住寺并社人計之ためニ無御座候、永々村中之御救ニ

木曾山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考

罷成候」と寺社の修繕維持費ばかりでなく、村民救済の共益費の意味もあつた。

さらに村中(郷中)林は「村中漆林ヲ奉願候ハ人別之者無高ニ而も今日自身ニ田畠等作候者御座候、一方端々裏々ニ罷在候テ日過之者共之ためニ奉願候得ハ、永々迄も村方より主付不申末々之者共御救ニ可仕候、左候得ハ寺社村林之分ハ村中として漆植立全無如在生立候様ニ可仕候」⁽²¹⁾と、御上によつて永久に固い込まれる心配のない無高者等貧しい層への救恤費で、寺社林とも通ずる。

そして百姓人別林は植栽数が多く、街道稼ぎや杣仕事曲物製作がなかつた岩郷村では村民生活と関係が深く、年貢木制度再編後の貢納制度の基礎になつた。榑木土居を年貢木として納入する制度を廢し、漆木の苗の植付に代えたことは既に述べたが、では新年貢として如何程の漆木を要したのであろうか。それは「漆之儀御吟味方より被仰渡候通、御年貢米壹石納候者ハ漆百四五拾本宛之積リニ申付候様ニと、扱又漆御用人夫御扶持米当年ち御年貢ニ御指次」⁽²²⁾とか、「御年貢米壹石納申候者手前ニ而漆百四十本ツ、植申事」⁽²³⁾と、年貢一石につき漆木一五〇本に差替ることになつた。また「御百姓中御年貢米壹石納申候者漆数百五拾本之積リ、其上ハ手から次第植させ申候ニと被仰付候」⁽²⁴⁾とか、「人々手柄次第木数相増植立候儀勝手次第ニ被仰付可被下候」⁽²⁵⁾と、年貢皆済後も才覚(手柄)次第で増産自由の方針をとつたのは、年貢木が有限資源の榑木土居の伐出しなのに対して、年貢漆は種苗の時付植付で漆林の拡張が期待されるところから、藩序は奨励策へとむかつた。享保一七年の年貢漆の植付状況についてみよう。

享保十七年

岩郷村御年貢高植付漆書上⁽²⁶⁾

御年貢高

和合 重兵衛

御年貢高

同所 長吉

一米四斗九升八合

一米壱石弐斗四升五合

右御年貢高漆木七拾五本只今迄植付申候

右御年貢高漆木百八拾七本只今迄植付申候

一有漆木拾本

一有漆木四拾本

御年貢高

同所 長蔵

御年貢高

児野庄屋 九郎左衛門

一米五斗弐升壱合

御年貢高

右御年貢高漆木七拾八本只今迄植付申候

一米三石八升八合

右御年貢高漆木四百六拾三本只今迄植付申候

一有漆木拾本

一有漆木百二拾七本

御年貢高

御年貢高

一米四斗七合

一米壱石五斗壱升二合

越畠庄屋 鄉左衛門

一米壱石壱斗壱合

一米壱石五百七拾本

但壱石二付百五拾本宛

一有漆木拾五本

内壱万六百七拾三本植付申候

六百四拾七本不足統て植付可申候

御年貢高

御年貢高

一米四斗七合

一米壱石五百七拾本

一有漆木拾五本

メ壱万三千三百弐拾本

御年貢高

右御年貢高漆木百六拾七本只今迄植付申候

一米三斗壱升八合

但壱石二付百五拾本宛

右御年貢高漆木四拾八本只今迄植付申候

内壱万六百七拾三本植付申候

一有漆木拾弐本

メ五千六百三拾本

御年貢高

右之外ニ

一米壱石三斗三合

一漆木八百本

右御年貢高漆木百九拾五本只今迄植付申候

只今迄植付申候

一有漆木五拾本

右之通漆木植付相改め此ニ御座候以上

宮林

享保十七年五月

岩郷村庄屋 郷左衛門

同 九郎左衛門

御奉行所 組頭 (四名略)

以上の他岩郷村全村民の人別名寄せを試みたのが表2である。本表は享保以前の年貢木納入高と下用米推定値、享保以後の漆植付数、元文年貢高、有漆数と下付種苗量その他事項の人別記録である。各項目記録の年度が正徳三年(一七一三)から元文五年(一七四〇)まで二十四年間に及ぶので、その間の世代交替・分家起立・他出・絶家等により系譜の追跡が一部に不可能な例があり、本表は完全とはいぬことを断つておきたい。表示された人別数が『木曽根元集』の記事「家数百三十三軒」より多いのはこのためである。また前記の年貢木高・下用米量・漆植付数・年貢高以外の項目数値は、史料の悉皆性に問題があるので参考記録として掲げておく。

ここで考えたいのは漆植付数である。史料は享保一三・一四・一七年の三カ年分が存在し、一五・一六年と一八年以後は未見であるがその分の状況は如何であったか。植付は実施されたが史料が消失したのか、あるいは植付そのものがなされなかつたのか不明である。後者の場合は先にふれた「四五年之間ニ漆植摘要様ニ可仕」が気になるところで、五年間で一拠に仕上げてしまつたのだろうか。人別林の植付はこの三カ年で五万六〇三四本にのぼり、他に四万八四〇四本の村中(郷中)林がある。享保以後の岩郷村年貢納米賦課高は六五石八斗二升七合なので、前述の漆木替納一石につき一五〇本とすると九八七四本になる。したがつて五万六〇三四本の漆植付数は年間納米賦課高約一万本を大きく凌ぐ値である。一方これを植付合計量でなく五カ年分の中の一カ年あたり賦課高とみると、毎年一万一二〇

七本宛となり年貢は皆済となるが、一方収穫が得られるまでの一〇年間専ら漆木の手入れをするだけの忍耐と、一〇年後には一〇万本に達する漆林の拡大とその手入れの負担を考えると、現実的でないようにも思われる。ここは年貢納米賦課高を越えたところで、前述の「人々手柄勝手次第、木数相増植立候儀勝手次第」の誘惑と、第五節でふれる負担増との接点がこのあたりの数値をもたらせたとしておきたい。

一方第五節でふれる漆実価格に基いて、人別では平均三九二一本、これを年貢米高に換算すると二石六斗一升三合、錢二三五一枚にあたる。しかし人別間の格差も大きく、平均値以上は二八八パーセント四一人、一〇〇〇本一貫文以上は八八パーセント一人、二〇〇〇本一貫文以上も三人になる。一方漆木植付数も年貢米納入高に及ばない人別は八八パーセント一一人に過ぎず、漆木制度は一見年貢木代替の役割を果したかにみえるが、それは一〇年後に漆実生産の成果があがることを前提にした上でのことである。

四 漆木植栽の助成

漆木植栽の目的の一つは、享保以後の年貢制度の転換施策を通しての村民助成におかれた。本節では助成策のいくつかを具体的にみていく。

まず「近年村々為助成御百姓方願之場所漆植場ヲ被下置、当春らハ先御年貢高三応シ早速植立可然と之御事ニ而、村々御年貢高承届ケ苗之割符も致遣候、近年之内ニ苗も相渡切可申候」と、漆役所は村民に対し漆苗の無償供与を行つた。さらに育苗用の畑地も「当酉年漆種蒔付畑壹ヶ村百坪宛被仰出候得ハ御承知可被成候」と、申請すれば支給された。岩郷村には〔享保十六〕「亥年漆苗蒔付畑申付屋敷」として、畑百坪宛が伊屋・越畑・川合・万

年貢高 ^{e)} 元文 4 年 (1739)	切 起 新田畠 ^{f)} 元文 5 年	有 漆 ^{d)g)}		下 給 品 ^{b)}		漆植場伐木数 ^{h)}		山漆実請払高 ⁱ⁾		
		數 量 享保17年	拝借銀 享保15年	漆 種	漆 苗	栗 木	松	數 量	金 額	
				享保14・15年		享保14年		享保15年		
斗	畝	本	匁	升	本	本	本	升	匁	
14.62	27.14	357		1						55
2.35		50		1						
2.15		10		1						
5.45		380	14	1	8			3.2	28	
6.07		33	112	8	203	93			2650	
2.30	2.00	9		1						
4.33		3		1						
1.20		10		1						
13.04		50						4.7	22	
4.74		45		1						
4.14				1						
3.26		45		1						
				1						
1.85		45		1						
3.35	0.28									
3.71		50		1						
4.71		50		1						
5.01	3.03	50	16	1	52			3.0	25	
				1						
6.70				1						
5.44	3.10			1						
4.96				1				3.8	33	
3.92	1.00			1				3.0	26	
4.96		15		1						
4.91		32		1				2.4	21	
3.05	2.06			1				7.1	61	
		30								
2.80	0.10		150							
2.26	0.20	3		1				5.7	50	
3.63		1	4	1	18			1.0	9	
2.25		30		1						
2.09		30		1						
1.72		15		1						

表2 岩郷村人別年貢木納高および漆木植立数(1)

項目 郷名 年 度 高持百姓	年貢木数 ^{a)} 正徳3年 (1713)	左項による 推定下用米	漆木植立数 ^{b)c)d)}				左項による 推定年貢米 換算高
			享保13年 (1728)	享保14年 (1729)	享保17年 (1732)	合計	
児野	挺	斗	本	本	本	本	石
九郎左衛門	293.5	8.81	593		1273	1866	12.44
藤七	191.5	5.75	526		202	728	4.85
奎兵衛	191.5	5.75	293		70	363	2.42
次兵衛	383.0	11.49	528		115	643	4.29
彦作	154.5	4.64	914	2060	64	3038	20.25
寺社林			768			768	
田沢							
彦左衛門	408.0	12.24			328	328	2.19
彦兵衛	204.0	6.12	204		55	259	1.73
彦六・久四郎	204.0	6.12	120		48	168	1.12
郷中林			320	384		704	
社木							
三郎右衛門	408.0	12.24			195	195	1.30
与助・与左衛門	612.0	18.36	48		191	239	1.59
長八郎・長次郎	204.0	6.12	480	360	66	906	6.04
権兵衛	48.0	1.44			149	149	0.99
吉右衛門			312			312	2.08
与四郎					108	108	0.72
与三右衛門			400			400	2.67
孫作	408.0	12.24				536	
郷中林			536			536	
御室							
忠右衛門	144.0	4.32	233		344	577	3.84
善十	344.0	10.32	360		269	629	4.19
作左衛門			360		234	594	3.96
郷中林			536			536	
川合							
新四郎	408.0	12.24	724	800		1524	10.16
久作	204.0	6.12			190	190	1.27
徳助	204.0	6.12			153	153	1.02
新七	204.0	6.12	100		208	308	2.05
佐吉	182.0	5.46	224		168	392	2.61
善六	148.0	4.44	100		161	261	1.74
紋三郎	204.0	6.12	120	100	82	302	2.01
助蔵・助八	102.0	3.06			90	90	0.60
小右衛門	306.0	9.18			89	89	0.59
源右衛門			200			200	1.33
郷中林			2940	720	150	3810	
中沢							
長兵衛	408.0	12.24	20		122	142	0.95
長七	272.0	8.16	240		54	294	1.96
安兵衛	272.0	8.16			105	105	0.70
吉兵衛	204.0	6.12	70		120	190	1.27
彦十・弥助	204.0	6.12	376		65	441	2.94

年貢高 ^{e)} 元文 4 年 (1739)	切 起 新田畠 ^{f)} 元文 5 年	有 漆 ^{d)g)}		下 給 品 ^{b)}		漆植場伐木数 ^{h)}		山漆実請払高 ⁱ⁾	
		數 量 享保17年	拝借銀 享保15年	漆 種	漆 苗	栗 木	松	數 量 享保14年	金 額 享保15年
				享保14・15年		享保14年			
斗	畝	本	匁	升	本	本	本	升	匁
6.41	0.18	50						3.1	27
4.47		90		1				3.0	26
2.95		180		1					
0.67		10		1					
0.87		5		1					
						3	10	4.5	32
11.19						3	5	3.4	16
4.61						72	99	3.8	27
0.53								3.3	25
1.15	0.19							9.2	80
2.37									
2.39		64							
2.72		20				8	81	4.1	36
				13	13				
14.03	2.00	570	10	5	2001	111	100		
3.81						2			
2.84						3	5		
3.38		40						3.6	31
4.32		30		1					
1.12		5				16	9	4.0	29
2.50						2		9.6	84
1.70						1	1	3.3	29
				5	5				
5.38		50				32	21		
5.08							16		
1.90								2.1	18
3.02				60	16	28	29	18.3	164
5.51	0.25	5	13	6	15				
1.90		30							
4.31		60						3.0	26
2.36		30						3.5	30

表2 岩郷村人別年貢木納高および漆木植立数(2)

項目 郷名 年 度 高持百姓	年貢木数 ^{a)} 正徳3年 (1713)	左項による 推定下用米	漆木植立数 ^{b)c)d)}				左項による 推定年貢米 換算高
			享保13年 (1728)	享保14年 (1729)	享保17年 (1732)	合計	
木曾山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考							
万							
郡							
十	右衛門	挺	斗	本	本	本	石
惣	右衛門	204.0	6.12	1368		116	1484
与	五郎	187.0	5.67			174	174
孫	蔵	120.0	3.60			274	274
与	八郎	102.0	3.06	160		30	190
忠	中林			160		33	193
忠	左衛門			814			814
角							
弥	右衛門						
宝	樹坊						
七	右衛門	408.0	12.24	120		91	211
長	右衛門	335.0	10.05			79	79
与	九郎・吉郎	204.0	6.12	608		153	761
孫	三郎	107.0	3.21		800	49	849
与	兵衛	102.0	3.06	188		8	196
忠	左衛門					60	60
角	助					78	78
弥	七助					80	80
七	中林	272.0	8.15	704		60	764
長	中林	358.0	10.74				
越							
烟	左衛門						
郷	左衛門	293.5	8.81	544	2000	227	2771
与	助	383.0	11.49	80	108	57	245
助	作	191.5	5.75	80		22	102
与	左衛門	191.5	5.75		324	78	402
徳	兵衛・弥右衛門	191.5	5.75	389		162	551
久	兵衛	191.5	5.75	850		5	855
久	三郎			90		38	128
助	三郎			80		26	106
長	九郎	191.5	5.75		768		768
塩	中林						
潤	右衛門						
孫	右衛門	194.0	5.82			74	74
孫	助・孫四郎	194.0	5.82			27	27
次	兵衛	194.0	5.82			77	77
小	右衛門	194.0	5.82		800		800
与	右衛門	194.0	5.82	60	800	45	905
九	郎右衛門				800		800
八	蔵	102.0	3.06			29	29
六	兵衛	194.0	5.82			65	65
源	七					35	35
与	太郎	204.0	6.12				
助	市助	306.0	9.18				
伊	助	194.0	5.82				
勘	兵衛	714.0	21.42	600			600
惣	兵衛	204.0	6.12				4.00

年貢高 ^{e)} 元文 4 年 (1739)	切 起 新田畠 ^{f)} 元文 5 年	有 漆 ^{d)g)}		下 給 品 ^{b)}		漆植場伐木数 ^{h)}		山漆実請払高 ⁱ⁾	
		数 量 享保17年	押借銀 享保15年	漆 種	漆 苗	栗 木	松	数 量	金 額
				享保14・15年		享保14年		享保15年	
斗	畝	本	匁	升	本	本	本	升	匁
1.59		30		12	2852			3.0	26
0.48		60		1				2.4	11
1.17		2	6						
1.60		1	7						
1.44		80	9						
0.43		90			5500				
8.87								3.4	30
3.68	0.25							3.5	30
3.80		200						2.0	17
3.24		100						2.2	10
1.88		80		1					
3.29		30							
2.80								1.4	12
8.37		20						3.4	29
4.65		55						9.2	80
				14	14				
				2	2	11	6		
3.80	3.11	15		1				3.7	32
		30		1					
5.43		20				2		3.5	30
				2	2	2			
4.45		35			2	1		4.9	43
2.68		34							
5.24		36		1				3.3	28
5.96	1.00	1	9						
4.58									
5.28								6.1	53
8.11		30						2.0	17

表2 岩郷村人別年貢木納高および漆木植立数(3)

項目 郷名 年 度 高持百姓	年貢木数 ^{a)} 正徳3年 (1713)	左項による 推定下用米	漆木植立数 ^{b)c)d)}				左項による 推定年貢米 換算高
			享保13年 (1728)	享保14年 (1729)	享保17年 (1732)	合計	
上	挺	斗	本	本	本	本	石
中林			1515			1515	
平市	283.0	8.49	50		24	74	0.49
九郎兵衛	194.0	5.82	298		45	343	2.29
弥三郎	204.0	6.12	72		69	141	0.94
徳右衛門			1800		30	1830	12.20
権右衛門					44	44	0.29
万三郎	60.0	1.80			131	131	0.87
弥八					106	106	0.70
郷中林			1566			1566	
沼田野							
清吉	408.0	12.24	90		133	223	1.49
太七	204.0	6.12			55	55	0.37
助左衛門	204.0	6.12			112	112	0.75
仁右衛門	204.0	6.12	140		49	189	1.26
孫七	306.0	9.18			180	180	1.20
長吉	194.0	5.82			148	148	0.99
長四郎	155.0	4.65	140		307	447	2.98
庄兵衛			80		126	206	1.37
久八			182		156	338	2.25
三右衛門	102.0						
市郎兵衛	102.0						
郷中林			1515			1515	
鳥居							
加右衛門	408.0	12.24				792	
郷中林							
神戸							
清八郎	272.0	8.16			50	50	0.33
善助	272.0	8.16	113		117	230	1.53
八兵衛	92.0	2.76			45	45	0.30
与惣兵衛					83	83	0.55
小十	136.0	4.08					
庄蔵	136.0	4.08					
郷中林			1250	900		2150	
寺社林				250		250	
板敷野							
孫藏・孫九郎	396.0	11.88			114	114	0.75
彦兵衛	396.0	11.88	80		44	124	0.83
仁左衛門	396.0	11.88	353		173	526	3.51
茂七	396.0	11.88					
孫右衛門	396.0	11.88			15	15	0.10
助右衛門	198.0	5.94	204	100	53	357	2.38
孫六	198.0	5.94	30			30	0.20
喜治	102.0	3.06			122	122	0.81
又右衛門			291	1600	186	2077	13.85

年貢高 ^{a)} 元文 4 年 (1739)	切 起 新田畝 ⁱ⁾ 元文 5 年	有 漆 ^{d)g)}		下 給 品 ^{b)}		漆植場伐木数 ^{h)}		山漆実請払高 ⁱ⁾	
		数 量 享保17年	拝借銀 享保15年	漆 種	漆 苗	栗 木	松	数 量	金 額
				享保14・15年		享保14年		享保15年	
斗	畝	本	匁	升	本	本	本	升	匁
3.89		16				20			
2.36						7		3.0	26
5.96	0.20	150						1.0	9
0.29				1				1.0	9
2.19									
8.62	0.10			5	5				
3.94	9.06	32	18	11	4	12		3.7	32
2.96		2	5			17		3.4	30
3.06		5	14					2.1	18
5.31		10				38	20	5.2	45
1.76		35						3.4	17
2.98		15						3.3	27
4.95	8.02	40	16		12	12		7.1	62
11.01		70				5		0.8	7
4.33		30				10		2.0	17
4.06		52				2		3.1	27
				4	4				
4.76						6	17	4.7	41
5.44		40	9					4.0	35
5.27		3	13					9.4	135
2.62		30							
2.55									
1.38	0.08	10						3.9	34
1.64		5	17					1.0	9
4.78	0.26							3.9	34
				13	2880	1	24		
12.22						17	36	5.6	249
5.24		10	11		150			5.0	79
		10	5		5	2	5	3.6	31
4.31		50					1	6.1	53
					3				
		20				6	17	3.2	28
3.82	4.00					6	17	9.9	93

表2 岩郷村人別年貢木納高および漆木植立数(4)

項目 郷名 年 度 高持百姓	年貢木数 ^{a)} 正徳3年 (1713)	左項による 推定下用米	漆木植立数 ^{b)c)d)}				左項による 推定年貢米 換算高
			享保13年 (1728)	享保14年 (1729)	享保17年 (1732)	合計	
木曾山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考							
挺	斗	本	本	本	本	本	石
久右衛門	396.0	11.88	480		116	596	3.97
次郎作			150			150	1.00
又作			80		89	169	1.13
彦右衛門					11	11	0.07
伝七・伝三郎	272.0	8.16	690		103	793	5.29
権三郎	396.0	11.88					
治郎兵衛	194.0	5.82					
郷中林			492			492	
和合							
重兵衛	333.0	9.99	699		75	774	5.16
吉兵衛	317.0	9.51			89	89	0.59
長兵衛	250.0	7.50			46	146	0.97
弥十蔵	200.0	6.00	120		86	206	1.37
庄十蔵	200.0	6.00			26	26	0.17
吉郎兵衛	102.0	3.06			127	127	0.85
長蔵衛	27.0	0.81	699	220	142	1061	7.07
清兵衛			950		167	1117	7.45
又兵衛			760		65	825	5.50
太郎兵衛	133.5	4.01	400	600	66	1066	7.11
孫郷中林	166.5						
田尻・川瀬							
彦四郎	204.0	6.12	222			222	1.48
長吉	204.0	6.12	113		209	322	2.15
伝右衛門	255.0	7.65	66	156	69	291	1.94
喜助	204.0	6.12			102	102	0.68
松之助			42		102	144	0.96
庄助			117		29	146	0.97
彦五郎			800		26	826	5.51
庄七			408	220	122	750	5.00
久郷中林	204.0	6.12				2370	
長田							
彦三郎	306.0	9.18	180	150	211	541	3.61
久平			90		175	265	1.77
是右衛門	146.5	4.40	300	100		400	2.67
平七	204.0	6.12	152	100	65	317	2.11
惣左衛門	204.0	6.12					
加平次	102.0	3.06					
権郷中林	100.0	3.00		1080		1080	
橋詰							
彦八	184.5	5.54		100	71	171	1.14
長右衛門	131.5	3.95	120		130	250	1.67
弥吉	204.0	6.12	548		2	550	3.67

年貢高 ^{e)} 元文 4 年 (1739)	切 起 新田畠 ^{f)} 元文 5 年	有 漆 ^{d)g)}		下 給 品 ^{b)}		漆植場伐木数 ^{h)}		山漆実請払高 ⁱ⁾	
		数 量	拝借銀 享保17年	漆 種	漆 苗	栗 木	松	数 量	金 額
				享保14・15年	享保14年	享保15年			
斗	畝	本	匁	升	本	本	本	升	匁
4.29						3			
3.57						5	36	4.1	36
2.35								4.4	37
2.07						22	4	4.7	41
2.61		40	3	1		25	37	4.2	37
1.61		10				26			
7.58		3	28		8			1.5	1911
2.77				6	6	2			
2.33		10						3.1	27
2.35									
2.13									
4.64	10.00		25					3.9	34
3.85			25					6.8	34
2.14			30					1.2	10
6.63	1.10		24						
			65						
					6	6	6	7.3	100
26.90					110				
						2080			

表2 岩郷村人別年貢木納高および漆木植立数(5)

項目 郷名 年度 高持百姓	年貢木数 ^{a)} 正徳3年 (1713)	左項による 推定下用米	漆木植立数 ^{b)c)d)}				左項による 推定年貢米 換算高
			享保13年 (1728)	享保14年 (1729)	享保17年 (1732)	合計	
伊 谷	郷 中 林	挺 斗	本 725	本	本 725	本	石
孫 左衛門	204.0	6.12			64	64	0.43
清 右衛門	204.0	6.12	50		54	104	0.69
助 右衛門	204.0	6.12	150	150	35	335	2.23
又 十	102.0	3.06	80		31	111	0.74
源 藏	102.0	3.06	990		153	1143	7.62
与 七	102.0	3.06	84		24	108	0.72
因 輜助				280	75	75	0.50
長 善右衛門					98	378	2.52
助 七	111.5				118	118	0.79
忠 兵	204.0						
直 左	102.0						
六 左	102.0						
郷 中 林			725			725	
正 沢							
新 藏	369.0	11.07	72		33	105	0.70
与 十	283.0	8.49	72		70	142	0.95
清 吉	283.0	8.49	84		58	142	0.95
彦 兵	141.5	4.25		150	66	66	0.44
佐 兵	141.5	4.25	178		137	465	3.10
郷 中 林							
鳴 小 兵					108	108	0.72
郷 中 林			2130			2130	
岩 郷 村 中 林			1080			1080	
舟 人 林				500		500	
御 用 林			5712	10500		16212	

注 1) 漆植立地の共有部分は、便宜上共有者人数で均等割して処理した

2) 史料が全村悉皆記帳の年貢木数、漆木植立数、年貢米実高以外の項目は、村内の部分的記録であることを断わっておく。

出所史料

- a) 「正徳三七年 岩郷村御役木御年貢萬納帳 村井郷左衛門」(徳川林政史研究所蔵)
- b) 「享保十三年 岩郷村漆植場所書上控」(同)
- c) 「享保十四年 木曾岩郷村追願漆植場所願書控」(同)
- d) 「御年貢木調覧帳 享保十七年岩郷村御年貢高植附漆書上帳 児野九郎左衛門」(同)
- e) 「元文四末年 岩郷村御年貢上納帳 児野九郎左衛門」(同)
- f) 「元文五中年 切起新田畠書上ヶ帳 岩郷村」(同)
- g) 「享保十五八年 岩郷村御百姓古来所持漆木亥年申年迄 指上ヶ御救金拝借割符帳」(同)
- h) 「享保十四年 漆植場所栗松木伐追願書上控帳 岩郷村郷左衛門」(同)
- i) 「享保十五年 戸成年山漆実請拂覧帳 村井郷左衛門」(同)

木曾山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考

郡・沼田野・御室、五拾坪宛が田沢・和合・嶋・中沢の各郷合計八百坪の漆種蒔付の苗畑として支給された。

次に漆種の請取りに関する史料⁽³⁰⁾によると「漆種壱石五斗七升村方より願申上分、同式斗御用漆種メ壱石七斗七升、右之通來春蒔付可申分兼而村方より御願申上候處、御用之漆種共ニ此度御渡被下慥ニ請取申候、來春人別ニ相渡し可申候、為其如此ニ書付候以上、享保十三年申十一月十三日、庄屋郷左衛門、彦作〔漆役所役人名略殿〕と、御用林分とともに村宛へ下給された漆種を村内で人別に分配した。その際「家軒ニ一升宛」と記した別の史料もある。一方「漆種自分ニまき申奉願候者ニハ種被下置候様ニ奉願候」と役所から直接種を請取つて蒔付ける村内富裕層も現れた。また「当春迄ハ漆畠ニやし代被下置候」⁽³¹⁾と肥料代銭の助成もあつた。蒔付けた畠に苗が育つと「川渕、畑、五拾坪、是ハ漆苗ぬき立右之畠へ植替如此ニ候」⁽³²⁾のように移植された。

次の漆植付助成策は、植林の支障になる場合の禁伐木の扱いについて「漆畠下がり等致漆植生立申候ニ可仕候、然ハ五木之分ハ右場所ニ而伐取り申間敷、くりまつ本切仕候ハ、上松藤田九郎左衛門岡村兵左衛門殿ら木口印入可申之由」⁽³³⁾と、停止五木は相變らず厳禁だがその他制止木には役所の許可がおりるようになつた。その際伐採した栗松等は許可済の木材である認証の刻印を、上松漆役所の役人藤田岡村から押してもらうことになつた。漆植付の際の栗松伐採について、紙面の都合もあるので比較的の数量の多い例を少々抜粋してみよう。

享保十四年

漆植場所栗松木伐追願書上(抜粋)

一越畠洞久保

栗 三拾弐本

越木 郷左衛門

漆植場所栗松木伐追願書上(抜粋)
栗メ一千二百七拾三本

一同所	栗	七拾九本	中木	同人
一同所	栗	八拾本	小木	同人
一越畠洞預林下	栗	九拾四本	中木	長治郎
一同所	栗	武百七拾六本	小木	同人
一同所	松	七拾五本	中木	弥七
一同所	栗	三拾弐本	中木	久兵衛
一万郡村漆洞預林下	松	六拾九本	中木	紋三郎
一万郡村漆洞預林分	栗	六拾九本	中木	彦四郎
一橋詰村五ノ脇久保	松	三拾三本	中木	宝樹坊
一上平村預林下	栗	三拾弐本	小木	孫右衛門
一同所	松	三拾五本	小木	源藏
一同所	栗	三拾弐本	中木	弥十
一同所	栗	三拾弐本	小木	与兵衛
一同所	栗	六拾五本	小木	彦作
一同所	松	八拾五本	中木	同人
一伊屋村預林下	松	三拾六本	小木	清右衛門
一同所	栗	三拾本	中木	
一同所	栗	六拾三本	小木	
(後略)				

松メ八百七拾四本

右何連茂小バヘ木御座候

右ハ去ル申年漆植場所御願申上御見分致し処、御停止之栗松元切其砌

御願申上御免仕被成候付元切仕候得共、其所々広ク切不申候而ハ漆植付

生立ハ不及申上ニ、御百姓共一作之かけニも罷成御用ニも相立不申、何

とそ右之通元切御免被仰付被下候以上

享保十四年酉十一月

彦左衛門
作

上松御役所へ奉上申候

越木は昨年伐つたまま森で越年した古木、中木と小木は生育途上の若木

で伐木許可が下りたのは、停止木五種以外は從来用材として保護してきた

木々を見捨てて、成長がより早い漆木の植栽を村民および藩のためにより役

立つとして選択したのである。「御百姓共一作之かけニも罷成御用ニも相立

不申」が、この間を如実に物語る。

さらに漆木助成策として漆方御用の夫役に、扶持米および代錢が下給される制度がある。扶持米の件は第三節で一度ふれたように「其年之御年貢米ニ御指次可被下旨」と、こちらも漆植付同様に年貢木の代替が可能である。次に「岩郷村人足帳」⁽³⁵⁾から、扶持米が下給される内容をみよう。

岩郷村人足

三月 六日 人足三人 成年漆種蒔付

四月十七日 三人 西戌兩年分漆苗草取

五月 十日 五人 西年御用漆林へ八百四拾本余植付場所下苑

五月十三日 三人 兩年分漆苗二番草取

六月 二日 弐人 成之蒔付苗草取

六月十二日 八人 越戸洞御用林下刈

七月十八日 武人 戎蒔付苗草取

七月廿八日 九人 越戸洞御用林下刈

八月 二日 七人 越戸洞御用続切立

八月 九日 廿四人 鳥井海道下御用林切立

八月十八日 拾三人 和合舟人林切立

九月 十日 六人 戎年御改里漆寒とらせ其外漆木御手当

メ八拾七人 御扶持米八斗七升 但老人壹升宛

右之通り當御年貢米ニ御指次被下候様ニ御座候

享保十五年成十月廿三日

右代金壹分五百四拾文

福島御値段 兩ニ弐石四斗四升

五貫百文也

(後略)

一人一日の御用林夫役に対する扶持米は一升だが、別の記録では一升二合とあり若干の振幅がみられる。

そして漆植付助成策の最後に有漆について触れよう。有漆とは「村々古來ち所持仕来り申候漆、目通六寸廻り以上御用ニ相立候分、御改為御救御金拌借仕相渡申処也、御返上之儀ハ拾ヶ年之間無利成崩シ上納可仕候」とあり、今回の漆植付政策時に既に生育していた漆木のことで、始源はかつて藩が留山に植付けたともいわれるが明確ではない。目測で幹廻り六寸以上の木が対象となり、成木になつてゐるために漆実の収穫ができるので、漆役所は保護を命じて札を付け(札木)させるだけでなく、村民助成のためにこの漆札木に対して御救金を貸し付け、期限は一〇年で無利子であつた。ただし「右漆札木ニ被仰付御改之上御預り申候上ハ、私用として漆かき申

義漆之実取候義堅仕間敷候、右返金年符相済次第漆木主江御戻シ被遊可被下候⁽³⁶⁾と御救金借用中木主(持主)は、私用の漆搔きや漆実採取が禁じられた。有漆救済貸付金の一端を次の史料からみよう。

享保十五年戊五月廿九日

岩郷村有漆御拝借金請取控

一五本 御借銀拾四匁 橋詰 長兵衛

但來亥年⁵申年迄拾ヶ年符壱ヶ年ニ銀壱匁四分宛

一四本 御借銀拾壱匁 長田 久平

但壱ヶ年ニ壱匁壱分宛無利出崩しニ御返上可申上候

一拾六本 御借銀六拾匁 塩渕 与右衛門

但壱ヶ年ニ六匁宛右同断

一武本 御借銀九匁 塩渕 長吉

但壱ヶ年ニ九分宛右同断

一三拾三本 御借銀百拾武匁 児野 彦作

但壱ヶ年ニ銀拾壱匁式分宛右同断

一五本 御借銀拾三匁 塩渕 九郎右衛門

但壱ヶ年ニ壱匁三分宛右同断

一武本 御借銀六匁 上平 德右衛門

但壱ヶ年ニ六分宛右同断

一二本 御借銀拾六匁 御室 作左衛門

但壱ヶ年ニ壱匁六分宛右同断

一武本 御借銀拾四匁 塩渕 次兵衛

但壱ヶ年ニ壱匁四分宛右同断

一武本 御借銀拾匁 越畠 郷左衛門

但壱ヶ年ニ壱匁宛右同断
一武本 御借銀拾三匁 川渕 伝右衛門

但壱ヶ年ニ壱匁三分宛右同断
一四本 御借銀拾八匁 和合 重兵衛

但壱ヶ年ニ壱匁八分宛右同断
一八本 御借銀三拾五匁 同所 重兵衛

但壱ヶ年ニ三匁五分宛右同断
一五本 御借銀拾六匁 和合 長蔵

但壱ヶ年ニ壱匁六分宛右同断
(後略)

木数メ百拾武本

銀メ四百四拾壱匁

内百廿匁当一月御拝借被仰付 直ニ村中江割符相渡シ申候

但此金武両 代錢拾貫武百文

残三百廿匁此金五両壱分六匁 代錢廿六貫五百九文

但兩替五貫百文

壱ヶ年分銀メ四拾四匁壱分宛

毎歳六月廿九日御役所江差上申候ニ候

この控にある有漆一一二本に対する御救金の銀四四一匁は、漆木一本あたり平均で三匁九分になるが、人別による差が大きいのは漆木の状態について評価が異なるのかも知れない。拝借金の返済については「夫々ニ小割有之ニ付其村庄屋年寄組頭引請、其金高ニ応シ年々返上仕訳ニ候⁽³⁸⁾」と村方の保証と責任を促している。

五 漆実流通と漆木植栽の管理

この時代、木曽における漆木の産物は漆蠟がとれる山漆の実で、「山漆之実御用ニ付時節能時分取立原畠御役所へ指上候様ニ、御金拝借仕候村方ハ不及申ニ前金借用不仕村々共ニ随分心懸ケ、出精取立右御役所江指上可申候⁽³⁹⁾」と、漆実は御用品のためにすべて福島原畠にある木曾代官所を通すことになつてゐた。それは漆実が役木に代る年貢上納品になつたこと、有漆に対する御救金の制度、漆上納分を超過した役所からの奨励「手柄次第」による増産漆「向後御用」品に対する前渡金慣行の存在のためであるが、一方では「山漆ぬるて共ニ今年ハ成年ニ而所々沢山ニ相見候村、無如在時節能時分為取可被申候、代錢等前方ニ請取度村々ハ役所迄可被申越候、尤去年より追々前金拝借之者在之村々ハ猶以今年漆之実ニ而上納致、万一漆之実不足之村ハ金子返上申仕⁽⁴⁰⁾」とか、「山漆実前金御借り被成候方ハ猶更御出精可被成候⁽⁴¹⁾」という雰囲氣の中では、「去年なと若ケ取之実候一向御用ニ立不申候、依之村々為御心得種之手本一ヶ村江一袋ツ、遣申候間、如此色実候ハ、無油断取候様ニ可被成候⁽⁴²⁾」と、現地では聊かの混乱もあつたようである。しかし漆の摘実は植付後一〇年以上を要するので、この時期の収穫は有漆と推定される。有漆生産の全体は目下詳かでないが、享保二五年(一七三〇)一〇月二二日の漆役所請払記録⁽⁴³⁾と、同年の人別記録⁽⁴⁴⁾の一部六月二〇日から二十五日までの例を次に示す。

覚

一山漆実五石七斗 代錢五貫百七拾八文

但壱百文ニ付壱斗壱升かへ

一同 四斗七升 代錢武百三拾三文

実メ六石壱斗七升

代メ五貫四百拾五文

金ニメ壱兩三百拾五文
兩替五貫百文

右之通御座候内壱兩ハ當正月御拝借仕候分ニ御指次
残面三百拾五文松岡平蔵殿ち請取相済申候

享保十五年成十月廿二日

郷左衛門⁽⁴⁵⁾
彦 作⁽⁴⁶⁾

上松漆御役所

右之内

四石三斗二升 上代三貫九百三拾五文

四石五斗 内

但壱升ニ付八文七分二厘七毛

下代八拾壱文

但壱升ニ付四文七分八厘

代三貫九百八拾四文

金ニメ三分ト百九拾武文 両かヘ五貫百文

壱石六斗七升 内

壱石三斗七升 代壱貫二百四拾三文

代百四拾七文

下三斗

代壱貫二百九拾文 金ニメ壱分百拾八文

此内壱分拝借百拾八文 作左衛門ニ渡ス

享保十五年成六月吉日

山漆実請取方

成六月廿日

一上四斗四升 代四百匁⁽⁴⁷⁾但シ百匁ニ壱斗壱升也

一中六升四合 代五拾六匁

万郡

社木長次郎
長右衛門

一中壱升 代九匁

六月廿一日

板敷野伝三郎

四月 十日 壱人 越戸洞御用畠へ種蒔付節

五月十一日 壱人 有漆御見分之節

同廿七日 壱人

越戸洞御用畠へ草取之節

七月廿九日 壱人

田尻なこ称漆畠数改

八月 九日 壱人

鳥井漆御用林切立之節

八月十五日 壱人

大脇惣助様漆御用ニ当村より黒川迄

御見分之節島迄御案内相出申候

九月 十日 壱人

是ハ因幡有漆摘取ニ

(後略)

彦三郎は、草焼の立合で越畠・万郡・田尻・伊屋へ、種蒔きで田尻、全般的に正沢・板敷野、有漆の拝借金のために上松へ出かけた。さらに漆役所の役人を案内して隣村まで送っている。記録中一人とあるのは従者を伴わず単身を意味する。

これまで度々述べてきたように、木曾山における漆木植林の目的を藩庁は村民の助成と説き、「御用漆林植立并種苗其外谷中村々被下林種苗等ニ至迄生立之筋、漆方御役人度々被相廻追々御申渡有之ニ付、弥御救之筋素志諸事出精(中略)大切ニ生立候様ニ相心得村中へも可申聞⁽⁴⁷⁾」と、村々に植栽技術の普及を進めていった。村方にに対する漆役所からの次の觸書は、漆木植栽の実際を知る手がかりとなる上で貴重なので、やや長文になるが要点の抜粋を次に示す。

村々漆取扱之儀相觸候覚⁽⁴⁸⁾

(前略)

一漆苗草取之仕方一番草ニ種蒔之日ち日数四月十日ち五十日迄之内一度、苗小木ニ心得ハ草之取方苗之根ヲ手ニ而押ヘ草之根ヲぬき、跡ヲ少々

土ヲ置能押付置可申事(中略)二番草ハ一番草取候日ち日数廿四五日ち三十四五日迄之内ニ一度右同断、三番草取ハ二番草取候日ち日数十四日ち廿日迄之内ニ一度右同断、四番草ハ三番草取候日ち日数三十日目ち四十日迄之内一度(中略)

一植立候漆山草茹之仕方一番かりハ植付之日ち日数三十日ち四十日迄之内ニ不残刈可申候、右之茹草植立候漆之^(根)祢廻ニ置、其上ニハ土ヲ簿クかケ又ハ石ヲ置候而漆こやしのためニ成り候様ニ可被相考候(中略)二番かり一一番かりち日数廿日三十日迄之内ニ一度右同断、三番かりハ二番かり一 日数右同断、四番五番其時之出精次第草無之方宜候

一土用之内別而草多ク有之候得ハ、風通シ不申漆むせ候間時節無構草からせ可被申候

一漆苗并ニ植立之漆ニ蟻之子付申分ハすす^(煤)水ニひたし置小雨ふり(以下欠)

一鹿猿之類漆ニさわり候ハ、村ニ而^(夫)戌ヲ飼、止免などいたし寄不申候様ニ急度手当可有之候

一所ニち馬垣等も可入所ハ可被申付候、其品ニち見分之上人足之ふち可被下候(中略)

一漆苗暑氣之手当朝夕日向之強ク當り申方ニもや垣ヲ可致候、時節ハ暑氣向候前ニ可仕候

一同寒氣ニ及候節ハ北西之風通り候ニ蒿麦之からの類垣ニ結、漆之根廻^(既肥)ニ馬やこへ置可申候、右之蒿麦から等之類寒氣手当故夏氣ニ向候ハ、早々取捨風通し可申候

一漆氣手当之仕方苗四五本ほど葉の不落前ニ末之方軽クたばね、又ハわらくすなどニ而軽クたばね其木の末ヲ包申様ニ致、其木之末へ直ニ霜

の当り不申様ニ致し方相心得可申候

一植立候漆ニハ一両年之内ハ葉の落申節木の末ヲ朴葉又ハ柳の葉類わらくすの類ニ而包、⁽⁴⁸⁾かろくからけ置候得ハ末へ霜當り不申翌年生立各別之由ニ候、根ニハ草ヲかり包置心ニ可致候

一其年時候苗ハ所ニち少ク候間寒氣手当ニハやわらかく成くすの類ヲかふせ置可被申候

(後略)

享保十五戌年正月

西脇仙右衛門

高橋治部蔵

三拾ヶ村之村々有之候

植付は容易いが育成が大変な漆木の特色をみてとることができる。

六 結語—漆木植栽の行方—

過剰な開発によつて山野流域の荒廃が進むことを危惧し、新規の開墾を禁じて山野に植樹し、自然な生態系の維持と原風景の復活を命じて制定された寛文六年(一六六六)の「諸国山川捷」は、享保七年(一七二二)に廃止され新田開発の奨励へと大きく転回した。それは領民が生産する米穀に賦課した年貢で幕藩經營を維持してきた封建経済体制が、貨幣経済の浸透や消費の拡大によって搖るぎはじめたことを意味する。為政者は年貢の増徴をはかるために新田を開発し、またその不足を補おうと換金作物の導入を奨励した。この頃から栽培が増加した作物を四木三草と呼び、「地方凡例録」では桑・楮・漆・茶と麻・藍・紅花を、「農業全書」では茶・楮・

漆・桑と木綿・麻苧・麻・藍・紅花・茜根・玉薦・烟草・蘭・席草・菅をあげている。

このうち東北諸藩では果実から木蠟が、樹皮から塗料がとれる漆の植栽が奨励され、藩財政上に重きをなした。会津藩には享保から延享の最盛期に一八〇万本の漆木があつたが、領民は一定数の漆を役木として植えさせられ、四尺廻り一本につき漆実一升五合(後に蠟二一匁に変更)を漆木役として上納した。⁽⁴⁹⁾ 米沢藩では漆木一〇〇本につき蠟三五〇匁を上納し、藩全体では一〇〇万本の植栽計画をたて苗木一本の植付に錢二〇文を下付した。⁽⁵⁰⁾ 当時の木曽山の漆植栽の目的は木蠟採取に重点がおかれたが、西南諸藩では同じ目的で櫧が植栽された。熊本藩では高一〇石につき櫧苗三本宛を供与しその上肥料代を貸付け、さらに収穫を担保に償還七年間が月三毛の利子の貸付金制度があった。薩摩藩では年貢代替品として櫧実を一俵(四斗五升)につき米七升二合(後に五升に変更)の換算で徵収した。⁽⁵¹⁾

こうしてみると、木曽山の漆木植栽政策の気運がしだいにみえてくる。享保期に年貢増徴策のため「諸国山川捷」よりも新田開発にむかつた事情を背景に、平地が少ない木曽山では生長期間が遅い森林資源の中で、換金作物の代替になる樹木として漆が藩庁から指定されたもので、それは領民の自由裁量による植栽ではなかつた。したがつて当然いすれの藩同様それは専売制の下におかれた。木曽山における漆植栽の広がりについて古沢友三郎氏は、木曽三〇カ村の総量一〇九万七九九五本と村ごとの内訳を紹介されておられるが、しかし当時全国一であつた会津藩の一八〇万本に比べても数値が大きく、また史料標題も「谷中漆植場見立」になつてゐることから、米沢藩の一〇〇万本計画のような見込値もまじつてゐるかとも考えたが、筆者は史料未見のためこれ以上のことは未詳である。だが本稿でと

りあげてきた岩郷村の件で使用した史料には、「只今迄植付申候」とあつてこの「見立」数値を下まわる。

次の問題は漆植栽施策のその後の推移である。この件について古沢氏は「極めて記録が乏しくなる」ところから、「施策は失敗に終わつたと考えられる」と述べておられるが、筆者もこの点には異存ないが、その理由の「貧しい住民にとつては、手間と錢がかかり十年経たないと収益の上がらない漆木の育成に、嫌気がさしたのではないか」という見解には、この他にもっと大きな要因があつたと考えたい。木曽山の漆木植栽の主目的は木蠟採取にあつた。木蠟には漆蠟の他に櫻蠟があり、この方が漆蠟よりも品質において優れていることは、櫻が近代にむけて木蠟の市場をすっかり席巻していくことで推定される。そのため、櫻蠟が近世末期から大坂や江戸の市場を占領し、一方漆蠟価格は低落し、貨幣經濟の浸透と市場経済の広がりにのみこまれたのも史実である。⁵⁴⁾

最後に木曾塗りについて一言ふると、福嶋宿郊外の八沢に慶長五年（一六〇〇）から遣わされた谷中白木の一部二二〇駄の内「五拾駄八沢塗物屋中」とあり、また天保一四年（一八四三）の福嶋宿八沢町の職業は「町並四拾六軒内七軒塗師屋」とあつて、当時の八沢塗りの存在が伺える。しかし原料漆の「多くは移入したものだらう」といわれ、八沢塗りは近代まで続くことはなかつた。一方奈良井宿と平沢村の漆器業は今も全国的に有名だが、一方原料漆は以前から北信濃地方や越後から移入していた。このようすに木曽山の漆木は木蠟に重点が置かれていたために、漆蠟と運命をともにすることとなり、上杉鷹山も如何ともなし得なかつた米沢藩の場合と同様の経過をたどらざる得なかつただろうと推定されるが、検証は今後の課題としたい。

註

- (1) 多数の成果の中で先駆的で代表的な一著のみをあげるに止める。徳川義親『木曽山』(私家版、一九一五年)、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。

(2) 「享保七年 差上申連判一札 西野村庄屋」(徳川林政史研究所蔵)。

(3) 「享保九年 御役木切畠運上御願被仰出之帳 山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)。

(4) 「宝永五年 木曾御年貢之訣御使者被仰付候一卷 宮地源右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

(5) 前掲(4)。

(6) 前掲(2)。

(7) 「享保十四年 岩郷村願書控帳 庄屋村井郷左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

(8) 「正徳二年 岩郷村御役木御年貢萬納帳 村井郷左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

(9) 前掲(8)中の「御役木納高覚」。

(10) 「元文五年 切起新田畠書上ヶ帳 岩郷村」(徳川林政史研究所蔵)。

(11) 「享保十三歳申二月 岩郷村困窮之者書上帳 村井郷左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

(12) 「(享保十三申年正月)漆方萬覚帳 岩郷村井記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「漆之義=付被仰出覚」。

(13) 「(享保十三年起)岩郷村漆植場所書上控」(徳川林政史研究所蔵)中の「享保十三申年奉願岩郷村漆場所之覚」。

(14) 「(元禄三年)御法度書覚 松原六兵衛」(徳川林政史研究所蔵)。

(15) 前掲(13)中の「享保十四丙年 岩郷村追願漆植場所願書控」。

(16) 前掲(12)。

(17) 前掲(12)中の「享保十五戊年 覚」。

(18) 前掲(12)中の「享保十四酉年 覚」。

(19) 「御年貢木制調覧帳 享保十七年 岩郷村御年貢高植付漆書上帳 晴野九郎左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

- (20) 前掲(18)。
- (21) 前掲(13)。
- (22) 前掲(17)。
- (23) 前掲(22)。
- (24) 前掲(22)。
- (25) 前掲(13)。
- (26) 前掲(19)。
- (27) 前掲(12)中の「享保十五成年宿村庄屋漆役中」。
- (28) 前掲(12)中の「享保十四酉年村々郷庄屋衆中」。
- (29) 前掲(17)。
- (30) 前掲(12)中の「享保十三申年覚」。
- (31) 前掲(13)中の「享保十三申年覚」。
- (32) 「享保十七子年正月漆方萬留帳 岩郷村村井記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「享保十七子年三月覚」。
- (33) 「享保十三ち十五年漆方萬覚帳」(徳川林政史研究所蔵)中の「享保十三申年覚」。
- (34) 「享保十四酉年十一月漆植場所栗松木伐追願書上控帳 岩郷村郷左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (35) 「享保十五年戌三月亥漆木御用ニ付御泊り并御用林人足控帳 岩郷村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (36) 前掲(33)中の「享保十五成年木曾御百姓古来より所持漆成年申年迄指上ヶ御救金拝借証文」。
- (37) 前掲(33)中の「享保十五年戌五月岩郷村御百姓古来より所持漆木亥年申年迄指上ヶ御救金拝借割符帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (38) 前掲(17)。
- (39) 前掲(38)。
- (40) 前掲(33)中の「享保十七子年覚」。
- (41) 前掲(32)中の「享保十七子年宿村庄屋衆中」。
- (42) 前掲(12)中の「享保十四酉年村々庄屋組頭衆中」。
- (43) 前掲(17)。
- (44) 前掲(33)中の「享保十五成年山漆實請払覚帳 村井郷左衛門」。
- (45) 前掲(33)中の「享保十七子年宿村庄屋間屋中」。
- (46) 前掲(33)中の「享保十五成年正月 漆役人中勤方帳 岩郷村村井長治郎覚」。
- (47) 前掲(12)中の「享保十四酉年村々中」。
- (48) 前掲(12)中の「享保十五成年村々漆取扱之儀相觸候覚」。
- (49) 庄司吉之助「会津の漆と蝦」地方史研究協議会編『日本産業史大系3東北地方編』、東京大学出版会、一九六一年)。
- (50) 深津正『燈用植物』(法政大学出版局、一九八三年)。
- (51) 前掲(50)。
- (52) 古沢友三郎「近世木曾山木材仕出における杣總頭 中山道上松宿岡村家の場合(一)(二)(三)(信濃) 第五八卷第五号・第七号、二〇〇六年)。
- (53) 前掲(19)。
- (54) 藤沢周平『漆の実のみのる国』(文芸春秋、一九九七年)。
- (55) 『宝永四亥年木曾旧規矩』(徳川林政史研究所蔵)。
- (56) 『木曾福島町史上巻』(長野県福島町、一九五四年)。
- (57) 『檜物と宿でくらす人々 木曾檜川村誌三近世』(長野県檜川村、一九九八年)。
- (58) 前掲(54)。